

○はたともこ君 生活の党のはたともこでございます。改正案に賛成の立場から質問をいたします。

今回のネット選挙解禁によってウェブサイト等は全ての有権者が選挙運動に利用できるわけですが、電子メールについては送信主体が候補者と政党などに限定をされております。

そこで、まず自民党の発議者の方に伺います。候補者、政党等以外の第三者が候補者、政党等から通知された演説会に参加しますとか、あるいは期日前投票をしてきましたとか、その他の事務連絡の通知を候補者、政党等に対して電子メールで送信することは許されるのか教えてください。

○衆議院議員(逢沢一郎君) はた先生御承知のように、選挙運動用電子メールそのものにつきましては今回は種々議論がございました。検討もいたした結果、こうした政党等に限って解禁という整理をさせていただいた。いわゆる一般の国民の方、第三者につきましては引き続き禁止ということになります。ただ、実際には、夏の参議院選挙を経験をして、本当のところどうしたらいいかということをしっかりとその後議論するという整理でございます。

今御質問の点でございますけれども、お尋ねのケースがいわゆる選挙運動用電子メールに該当するかどうかということにつきましては、やはり個別具体的な事案に応じて判断すべき、慎重に今の段階ではそう答弁を申し上げざるを得ないわけでありますが、先生が今具体的におっしゃられたような内容でございますと、一般的には選挙運動用電子メールには該当しないというふうに恐らく判断ができるんだろうと、先生の今の御発言を受ければ、そのように申し上げることができようかというふうに思います。

○はたともこ君 では、総務省に伺いますが、支持者などが候補者、政党等に対して、演説会に参加しますとか、期日前投票をしてきましたなどの通知をすることは、現行の公職選挙法においても法に触れる行為ではないということでよろしいですね。

○政府参考人(田口尚文君) お答え申し上げます。

個別の事案が公職選挙法の規定に抵触するか否かにつきましては、具体的な事実に即して判断されることでございますが、その上で、一般論として申し上げますと、選挙運動期間中に支持者が候補者や政党等に対して、演説会に参加することや期日前投票したことなどを通知、報告をするということにとどまる場合におきましては、一般的には選挙運動とは認められず、直ちに公職選挙法に抵触するものではないと考えられます。

○はたともこ君 次に、人事院に伺います。

国家公務員法及び人事院規則で、国家公務員は政治的目的を持って選挙の勧誘運動はできないということですが、今回、全ての有権者に解禁をされるウェブサイト等を利用した選挙運動を国家公務員ができるのかどうか教えてください。

○政府参考人(井上利君) お答えいたします。

国の行政機関の公務員は、国民全体の奉仕者として一党一派に偏ることなく、政治的に中立な立場に立って職務を遂行することが求められております。このため、国家公務員法第百二条及びこれに基づく人事院規則において、政治的目的を持ってなされる一定の政治的行為を制限することにより、一般職の国家公務員の政治的中立性を損なうおそれがある行為を制限しているところであります。

国家公務員の政治的行為の制限の規制対象になるかどうかは、ウェブサイト等を利用した行為であるか否かにかかわらず、当該行為が国家公務員法及び人事院規則の規定に抵触するかどうかによって決せられることになるというものであります。例えば、公職の選挙において、特定の候補者を支持する目的を有する文書あるいは図画を掲示することは禁止をされておりまして、ウェブサイト等を利用した行為は、このような行為に該当すれば規制対象となるというところであります。

いずれにしましても、個別の具体的な行為が禁止される政治的行為に該当するか否かにつきましては、個別事案ごとに、具体的な行為の態様、状況等、諸般の事情を考

慮して判断することとなるものでございます。

○はたともこ君 それでは、人事院、国家公務員が候補者、政党等に対して通知された演説会に参加しますとか、期日前投票をしてきました等の通知を電子メールによって行うことは許されますか。

○政府参考人(井上利君) お答えします。

一般論として申し上げれば、お尋ねの行為については、その行為のみでは直ちに国家公務員法及び人事院規則の規定に抵触するものではないとも考えられますが、いずれにしましても、個別の具体的な行為が禁止される政治的行為に該当するか否かにつきましては、個別事案ごとに、具体的な行為の態様、状況等、諸般の事情を考慮して判断されることとなるものであります。

○はたともこ君 では、総務省、今の二つ、同様の質問をいたします。

地方公務員の場合はいかがでしょうか。

○政府参考人(三輪和夫君) お答え申し上げます。

まず、ウェブサイトを利用という件でございますけれども、地方公務員法は三十六条におきまして、職員の政治的中立性を確保するために、一定の目的を持って同法及び地方公共団体の条例で定める一定の政治的行為をしてはならないという旨規定をいたしております。

地方公務員の政治的行為の制限の規制対象になるかどうかは、当該行為が地方公務員法又は地方公共団体の条例で定める政治的行為に該当するかどうかで決せられるということでございます。個別の具体的な行為が禁止される政治的行為に該当するか否かにつきましては、具体的な行為態様、状況など、事実関係の中で判断をされるものであると、このように考えております。

また、電子メールの送信の件でございますけれども、一般論として申し上げれば、お尋ねの行為につきましては、その行為のみでは直ちに地方公務員法の規定に抵触するものではないとも考えられますけれども、いずれにしましても、個別の具体的な行為が禁止される政治的行為に該当するか否かにつきましては、個別事案ごとに、具体的な行為態様、状況など、事実関係の中で判断されるものであると、このように考えております。

○はたともこ君 自民党の発議者の方に伺います。

一昨日、NHKの「クローズアップ現代」で報道されました韓国大統領選挙などで行われた認証ショットについて、有権者が送った認証ショットをウェブサイト等に掲載することはできるのでしょうか。教えてください。

○衆議院議員(逢沢一郎君) 不幸にしてNHKの「クローズアップ現代」を見ておりませんでした。また、日韓議連の役員をしながら、そういう事実について十分承知をしていないこと、いささか反省をしながら今先生の質問を聞いていたわけですが、いわゆる選挙運動用文書図画に該当するかについては、やはり個別具体的の事案に即して総合的に判断をするということになるんだろうと、这么に思います。

認証ショットというものがどのようなものであるのか、先生の御質問があるということで少し、急遽調べてみたわけでございますが、韓国の大統領選挙では、多くの若い方、特に学生の方々がこのことを恐らくフェイスブック等にアップをされて、自らの行動等を広くアピールをすると。そういうことで、結果的にこれが投票率のアップ等につながったというふうに報道をされている、そのことは承知をいたしておりますが、全体をどう判断をするかということは、やはり個別によく見させていただくということになろうかと、这么に思います。

○はたともこ君 では、最後に総務省に伺います。

今回の法改正にはプロバイダー責任制限法の特例が含まれておりますが、私はプロ責法に大きな関心を持っております。

三月二十一日の経済産業委員会でTPPとプロ責法について私が質問したところ、総

務省は、TPP協定交渉にある個別分野の議論の中にはインターネットサービスプロバイダーの責任制限などの議論が含まれている模様ですが、現時点では我が国はTPP協定交渉に参加していないため、具体的な内容については承知していないと答弁されました。

そこで伺いますが、四月十二日の日米事前協議合意書では、米国側のプレスリリースでは知的財産権が協議の対象となるということですが、この知的財産権の協議の中にプロバイダー責任制限法に係る部分が含まれているのかどうか教えてください。

○政府参考人(関総一郎君) お答えいたします。

日米間の二国間協議に関する四月十二日付けの往復書簡には、両国政府がTPP交渉と並行しまして非関税措置について取り組むことを決定しております。その中で、当該非関税措置の中に知的財産権に関する事項が含まれていることは事実でございます。

今回の書簡はあくまでも交渉のメカニズム自体を合意したものでございまして、交渉はこれから始められる段階でございます。書簡中の知的財産権の中にプロバイダー責任制限法に関する内容が含まれているか、あるいは係る内容が米国側からこれまで主張されているかといった詳細につきましては、現時点で当方より言及することは差し控えさせていただきたいと存じます。

○はたともこ君 終わります。ありがとうございます。